

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		卸売業者、売買参加者、関連事業者、せり人等に対する監督処分
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 7 5 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 せり人がせり売に関して委託者又は売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不当行為をさせたとき。</p> <p>3 せり人がその職務に関して委託者又は売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。</p> <p>4 その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 2 年 6 月 2 1 日最終改正
備 考		